

報告第26号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月23日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

## 専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明 2256 番地 19 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 12 月 9 日

安曇野市長 太田 寛

### 1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

### 2 事故の概要

令和 4 年 11 月 16 日、損害賠償請求者が運転する普通自動車は認定外道路（赤線）を走行中、道路に設置している水切り施設の上を通過した際、水切り施設を留めているボルトでタイヤがパンクしたものである。

### 3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 27,000 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。